

役員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人寿憩会の役員及び(委)員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 理事及び監事に対して、各年度の報酬総額が30万円を超えない範囲で、これに定める報酬額等の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

(報酬の支給)

第3条 役員に対して、職務執行の対価として、報酬等を支給するものとする。

2 非常勤の役員が理事会に出席したときは、別表1により報酬及び旅費を支払うものとする。

3 非常勤の役員が理事会出席以外で法人及び施設の運営のためにその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び旅費を支払うものとする。

4 常勤の役員を置く場合は、業務量及び報酬等を理事会並びに評議員会において決定する。

(出張旅費)

第4条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費を支払うものとする。

2 旅費等は原則として、出張終了後支払うものとするが、必要に応じて事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(各種委員会出席報酬)

第5条 各種(委)員会の(委)員が会議に出席したときは、別表4により報酬及び旅費を支払うものとする。

(支給方法)

第6条 報酬等は、会議出席等の支給事由が生じた都度、原則として通貨をもって、直接本人に支払うものとする。但し、本人からの申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法の定めるところにより控除すべき額を、控除して支給するものとする。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員及び(委)員は、この規程を適用しない。

(改正)

第8条 本規程を改正する必要がある場合には、理事会並びに評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成28年7月15日より適用する。

この規程は、平成29年3月1日より適用する。

この規程は、平成30年4月1日より適用する。

この規程は、令和2年3月27日より適用する。

この規程は、令和4年6月20日より適用する。

役員報酬一覧表

別表 1

項 目	区 分	報 酬 額	そ の 他 旅 費
理事会出席報酬	1 会議毎	5,000 円	社会福祉法人寿憩会 旅費規程による

別表 2

項 目	区 分	報 酬 額	そ の 他 旅 費
理事業務報酬等 監事監査指導報酬等	2 時間まで	5,000 円	社会福祉法人寿憩会 旅費規程による
	2 時間を超え 4 時間まで	10,000 円	
	4 時間を超え 6 時間まで	15,000 円	
	6 時間超	20,000 円	

※概ね 2 時間単位毎に 5,000 円とする。

別表 3

旅 費	区 分	報 酬 額	そ の 他 旅 費
実 費	日 額	20,000 円	社会福祉法人寿憩会 旅費規程による

別表 4

項 目	区 分	報 酬 額	そ の 他 旅 費
各種(委)員会 出席報酬等	1 会議毎	5,000 円	社会福祉法人寿憩会 旅費規程による
入所判定会議 出席報酬等	1 会議毎	3,000 円	社会福祉法人寿憩会 旅費規程による